

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県青少年問題協議会規則
- ◇告示 保安林指定解除
保安林解除予定地
らい、病診察指定医の指定
解の廃止、指定
土地改良区設立予備審査の申請
- 右 同
- 家畜傳染病予防法に基づく命令
鳥取県収入証紙小売さばき人の指定
隊の移動禁止区域の指定解除
結核病検査等実施期日の変更
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

鳥取県青少年問題協議会規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十七号

鳥取県青少年問題協議会規則

鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号）に基き、この規則を定める。

（専門委員）

第一条 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは解任されるものとする。

（幹事）

第二条 鳥取県青少年問題協議会（以下「協議会」としう。）に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから知事が任命し又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事項について委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は非常勤とする。

（書記）

所在地	大字	字	地番	面積	台帳見込	解除	指定の目的	解除の理由
倉吉	上余戸	森谷山	西ノ三	三〇二四	五三〇〇	五三〇〇	土砂流出防備のため	指定理由の消滅
同	同	同	西ノ四	一〇〇〇	二二〇〇	二二〇〇	"	"
同	同	同	西ノ六	五〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	"	"
同	同	大谷	三七ノ二	六〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	"	"
同	同	同	一ノ三五	五〇〇〇	六四〇〇	六四〇〇	土砂崩壊防備のため	"
同	同	同	一、三三三	三、三〇八	三、〇一八	三、〇〇八	土砂流出防備のため	公益上の理由
同	同	同	一、一〇一	五、六八三	五、七〇〇	五、七〇〇	同	指定理由の消滅
同	同	同	二、二五九	二、八〇〇	三、三二七	三、三二七	なだれ防止のため	同
同	同	同	三、二五七	六、〇〇〇	六、二〇八	六、二〇八	なだれ防止のため	指定理由の消滅
同	同	同	三、二六一	六、八二八	六、八二八	六、八二八	"	"
同	同	同	三、二五七	五、〇三〇	五、〇三〇	五、〇三〇	"	"
同	同	同	三、二五六	五、七〇〇	五、七〇〇	五、七〇〇	"	"
同	同	同	三、二五九	三、八二五	三、八二五	三、八二五	"	"

第三条 協議会に書記若干人を置き、県吏員のうちから知事が任命する。

2 書記は会長の命を受け庶務に従事する。(委任)

第四条 この規則に定めるものを除く外、協議会の運営に關して必要な事項は、会長が定める。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第五百三十六号

次の土地について森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条に基き、保安林の指定を解除する予定であるので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

告 示

郡	町	村	大字	字	地番	面積	台帳見込	解除	指定の目的	解除の理由
---	---	---	----	---	----	----	------	----	-------	-------

岩美 網代 先網代 四一〇 町 七、七〇〇
 浦富 浦富 中浜 二、四三ノ五、三 町 〇、〇〇〇

魚つきのため 公益上の理由
 飛砂防備のため 指定理由の消滅

鳥取県告示第五百三十七号

次の土地を保安林解除予定地にする旨の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百三十八号
ら、予防法（昭和二十八年法律第二十四号）第五条の規定によりらい病診察指定医を次のとおり指定した。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

住 所 氏 名 指定年月日

岡山県邑久郡裳掛村字虫明 宮田 唯夫 昭和二十八年十一月二十日
同 右 名和 千嘉 同 右

鳥取県告示第五百三十九号

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解を次のとおり昭和二十八年十二月一日廃止し並びに指定した。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

廃止

鳥取県教育委員会 岩美支所

八頭支所

気高支所

東伯支所

西伯支所

日野支所

鳥取県教育委員会 東部支所

中部支所

西部支所

鳥取県告示第五百四十号

土地改良法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十三号）附則第二項の規定により、別表のとおり土地改良区の設立について予備審査の申請があつたので、次のように縦覧に供する。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 予備審査に関する調査報告書

(二) 土地改良事業計画概要書

(三) 定款作成の基本となるべき事項を記載した書面

二 縦覧期間

昭和二十八年十二月十六日から昭和二十九年一月四日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

別表

申請人 土地改良区 縦覧場所

倉吉市杉野 谷口二男 北谷村高倉土 倉吉市役所
外十四人 地改良区

東伯郡栄村大 田中 徳明 栄村宮谷用水 東伯郡栄村
字亀谷 // 十四人 役場

倉吉市和田 村協正之助 社村和田 // 倉吉市役所
// 十四人

中河原 中井 良藏 倉吉市小鴨 //

東伯郡八橋町 徳本 貴一 八橋町小路田 東伯郡八橋
大字八橋 外十九人 井 // 町役場

鳥取県告示第五百四十一号

土地改良法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十三号）附則第二項の規定により、別表のとおり、土地改良区の設立について予備審査の申請があつたので、次のように縦覧に供する。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 予備審査に関する調査報告書

(二) 土地改良事業計画概要書

(三) 定款作成の基本となるべき事項を記載した書面

二 縦覧期間
昭和二十八年十二月十六日から昭和二十九年一月四日まで

三 縦覧の場所
別表のとおり

四 意見の提出
利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

別表

申請人
住所 氏名 土地改良区の名 縦覧の場所

日野郡日光村 亀田 八郎 日光村下大河 日野郡日光
大字大河原 外十四人 原土地改良区 村役場
大字栃原 中島 亀利 日光村栃原
外十六人

鳥取県告示第五百四十二号

次のように豚コレラ予防注射を実施するので、家畜傳染

病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により豚の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚、但し生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 皮下注射、クリスタルバインレット予防液

別表

注射月日	実施区域	実施場所
十二月十五日	東郷町	同上
十六日	赤碓町	"
十七日	羽合町	"

十八日	下郷村	"	倉吉市
十九日	上郷村	"	倉吉市
"	倉吉市	"	倉吉市
二十一日	安田村	"	倉吉市
"	成美村	"	倉吉市
二十二日	倉吉市	"	倉吉市
"	下中山村	"	倉吉市
"	倉吉市	"	倉吉市
二十三日	上中山村	"	倉吉市

月日	泊村	三朝町	倉吉市
一月八日	"	"	倉吉市
九日	三朝町	"	倉吉市

鳥取県告示第五百四十三号
鳥取県收入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第三項の規定による小売さばき人を昭和二十八年十二月十日次のとおり指定した。

昭和二十八年十二月十五日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号 氏名

二七三

安部 駒藏

小売さばき場所
八頭郡上私都村字福地

住所
同上

二七四

宇倍野村農業協同組合支所 支所長 理事 山本 貞雄

岩美郡宇倍野村字糸谷

同上

二七五

鳥取県職員組合智頭保健所支所 支部長 萩野 邦雄

八頭郡智頭町智頭

"

二七六

岩美郡、鳥取市畜産農業協同組合連合会 会長 西村 辰治

鳥取市吉方二三五

"

鳥取県告示第五百四十五号

昭和二十八年十一月鳥取県告示第四百九十九号をもつて

公示した豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）による指定区域の指定を解除す

る。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百五十二号

昭和二十八年十一月二十日付鳥取県告示第五百十四号(結核病検査、ブルセラ病検査及び豚コレラ予防注射実施について)による別表のうち「十二月十五日気高郡宝木村」を「十二月二十五日気高郡宝木村」に変更する。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十二月十五日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

- 一日 時 十二月十七、十八日午前十時半
 - 二 場 所 県教育委員会々議室
 - 三 議 題 昭和二十九年年度予算について
- その他

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町